

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宍粟市長 福元 晶三

市町村名 (市町村コード)	宍粟市 (28227)	
地域名 (地域内農業集落名)	門前地区 (門前)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年12月24日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

門前地内は用途地域として「1種住居」「第1種中高層住宅専用」に指定されている。現状開発が進み農地が住宅地として転用が進んでいるが農地を耕作もしくは保全されている農地も点在している。また、現状農地利用部分についても都市計画道路予定地区となっている状況で保全も高齢化により滞っている農地も点在している。そのため課題としては後継者・担い手の確保が急務となっている状況である。

【意向結果】所有者の高齢化が進むなかで相続者も市外に転出し未利用となっている農地も多い中現状ため池等も廃止が進み農地としての機能低下が進んでいる状況

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区の農地利用は水稻栽培が主であり、兼業農家が大半を占め自家利用となっている状況であり、現状後継者が不足しているため後継者の育成を行いながら農地利用を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

用途地域であり所有者の意向により転用も可能なため現状当地区において地域計画の区域設定は難しいと考える。現状では、所有者個々の意見を最優先にする方向が望ましいため今後地域で検討する

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
今後検討
(2)農地中間管理機構の活用方針
今後検討
(3)基盤整備事業への取組方針
今後検討
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--